

都道府県
各保健所設置市 衛生主管部（局）御中
特別区

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中
中核市

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

オミクロン株の特性を踏まえた
障害者支援施設等での感染発生時の対策の徹底について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

オミクロン株の全国的な感染状況は、これまで1か月以上にわたり新規感染者数の緩やかな減少が続いていた状況から、直近では1週間の移動平均が増加傾向となるなど、流行再拡大に備え、緊張感を持って対応を進めることが必要になっています。

先般、「障害者支援施設等での新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた対応について」（令和4年1月21日付け事務連絡。以下「1月21日付け事務連絡」という。）により、障害者支援施設等での感染拡大に備えた都道府県ごとの支援体制の構築状況の再確認を依頼したところですが、今般、特に重要と考えられる事項や更に徹底すべき事項について、下記のとおりお示ししますので、改めて、衛生主管部（局）・障害保健福祉主管部（局）障害者支援施設等に対する支援体制等を徹底いただきますようお願い申し上げます。

また、各都道府県におかれましては、下記2. に記載の事項について、4月22日（金）までに御報告いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 障害者支援施設等における感染発生時の支援の徹底について

(1) 感染制御や業務継続の支援体制について

各都道府県には、感染者が発生した場合に、感染制御・業務継続支援チームが支援を行い、また、必要に応じて専門家やDMAT・DPAT等の医療チーム等を迅速に派遣できる体制を構築していただいているところである。

この感染制御・業務継続支援チームについては、障害者支援施設等において、入所者に

コロナ陽性者が発生した場合に、施設等から派遣の希望がない場合（例えば、クラスター発生等の経験があり、感染制御の対応について承知している場合等）を除き、障害者入所施設等からの連絡・要請（※）に対し、施設等に感染制御・業務継続支援チームの派遣を行うことを想定した体制とすることを目指すこと。その際、重症化リスクの高い入所者（高齢者や基礎疾患を有する者）が利用している施設等に対しては、特に迅速な対応が求められることにも留意すること。

※ 発生届の提出等により施設等内での陽性者の発生が確認されたにもかかわらず施設等からの連絡・要請がない場合は、速やかに行政側から連絡する等の対応を行うこと。

（２）専用窓口の活用及び周知について

「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた対応について（高齢者施設等における医療支援の更なる強化等）の考え方について」（令和４年４月４日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡。以下「４月４日付け事務連絡」という。別紙参照。）において、「感染制御・業務継続支援チームの派遣要請を含め、施設等においてコロナ陽性者が発生した場合の専用相談窓口を設けること」とされているところ、障害者支援施設等でクラスターが発生した時にも本専用窓口を活用できるものとする。

また、この専用相談窓口の存在を障害者支援施設等が認識できるよう、障害者支援施設等に対して周知を行うこと。

（３）療養に必要な医療体制の確保について

４月４日付け事務連絡において、「必要な場合に医師や看護師による往診・派遣等の医療を確保できる体制となっていること」が求められているところ、障害者支援施設等の入所者が施設内で療養する場合においても、医療従事者の施設への往診・派遣等の必要な医療体制を確保できるよう取り組むこと。

また、施設内療養ではなく医療機関へ入院となった場合に備えて、障害者等各々の障害特性等を踏まえた受入医療機関の整備や、特別な意思疎通支援が必要な者が患者である場合におけるコミュニケーション支援をはじめとする入院中における障害特性を踏まえた配慮についても、引き続き必要な体制の確保に取り組むこと。

（４）応援職員の派遣体制について

平時から都道府県単位の障害福祉関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた職員の応援体制を構築するとともに、各施設、法人内の調整でも職員の不足が見込まれる場合等に、応援職員の派遣依頼があった場合は適切に対応すること。

また、施設等で感染者が発生した場合などに、地域の他の障害福祉サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費を支援する補助制度を活用することができることを周知すること。

２．体制構築状況に関する厚生労働省への報告について

１月２１日付け事務連絡に基づき実施した調査では、全ての都道府県において、医療従事者や感染管理専門家等の派遣体制が構築できているとの回答状況であった。

今般、上記1.に記載の事項に係る直近の状況について、各都道府県の障害保健福祉主管部（局）と衛生主管部（局）とで連携して確認・検討の上、別紙の報告様式により、4月22日（金）までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課（horei-shougai@mhhlw.go.jp）宛てに電子メールにて提出すること。

（1）障害者支援施設等への感染制御・業務継続支援チームの派遣の考え方（選択式）

- ① 感染の発生した障害者支援施設等に対しては、原則として支援チームを派遣することとしている。
- ② 感染の発生した障害者支援施設等の状況（例えば、感染者数や重症化リスクの高い入所者の多さなど）に応じて、支援チームを派遣することとしている。
（②の場合、支援チームの派遣の必要性に関する基準や考え方があれば、その基準等について自由記述欄）
- ③ 感染の発生した障害者支援施設等からの派遣要請があった場合にのみ、支援チームを派遣することとしている。
- ④ その他（自由記述欄）

（2）上記（1）で②又は③と回答した場合、支援チームを派遣しない障害者支援施設等に対する支援の方法（選択式）

- ① 電話、メール、ウェブ会議等により、施設に対する助言・指導等を行っている。
- ② 特段の支援は行っていない。
- ③ その他（自由記述欄）

（3）障害者支援施設等への感染制御・業務継続支援チームの体制確保の状況（選択式）

- ① 高齢者施設等を対象として整備した支援チームを、障害者支援施設等にも活用することとしている。
（①の場合、高齢者施設等を対象として整備した支援チームのうち、障害者支援施設等に活用可能なチームの医療従事者・感染管理専門家の数： 人）
- ② 障害者支援施設等を対象として、別途支援チームの体制を構築している。
（②の場合、当該チームに所属している医療従事者・感染管理専門家の数： 人）
- ③ その他（自由記述欄）

（4）障害者支援施設等への医療従事者の往診・派遣等の医療体制の確保の状況（選択式）

- ① 高齢者施設向けに確保した協力医療機関の体制を活用して、障害者支援施設等にも対応している。
- ② 特に障害者支援施設等を対象とした協力医療機関の体制を構築している。
- ③ 現在、協力医療機関の体制構築に取り組んでいる、又は取り組む予定である。
- ④ その他（自由記述欄）

以 上